

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

令和8年1月9日

準 備 書 面 (38)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士	山	内	喜	明
同	江	口	正	夫
同	池	田	秀	雄
同	長	原		悟
同	八	木		宏
同	乾		と	も
同	美	谷	拓	也
同	川	島		慶

目 次

第 1	はじめに	3
第 2	本件原子力発電所に係る原子力災害対策について（補充）	4
1	国の取組み	5
2	地方公共団体の取組み	7
3	被告の取組み	8
第 3	原告ら第 6 1 準備書面について	9
1	「2 原子力防災関係法令の規範内容」について	9
2	「3 能登半島地震が露呈させた原子力防災の破綻」について .	13
3	小括	17
第 4	結語	17

被告は、本準備書面において、令和7年9月16日付け原告ら第61準備書面に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

第1 はじめに

本件訴訟は、人格権に基づく本件原子力発電所の運転差止訴訟であることから、運転差止めが認められるためには、本件原子力発電所から放射性物質が大量に放出されるような重大事故が発生する具体的危険性があることを原告らが事故発生機序とともに主張立証する必要があり、かかる主張立証がなされていない以上、重大事故の影響を低減するための避難計画が十分ではないとの主張のみでは、原子力発電所の運転差止めの理由とはなりえない。

このことは、平成27年2月26日付け準備書面(14)82頁や令和6年10月17日付け準備書面(35)22頁、令和7年2月3日付け準備書面(36)3頁で主張したとおりである。

これに対し、原告らは、第61準備書面において、避難計画に実効性のないことが原告らの人格権を侵害し本件原子力発電所の差止めを根拠付けるべきものであると再度主張する。

そもそも、原告ら第61準備書面は、実質的には令和6年5月9日付け原告ら第58準備書面の繰返しに過ぎず（なお、原告ら第61準備書面3、4頁には、「第58準備書面（令和6年4月30日付）」とあるが、正しくは、上記のとおり令和6年5月9日付けである。）、第58準備書面については、準備書面(36)で反論済みである。

一例を挙げれば、原告らは、「新規制基準に適合したからといって原発の安全性が保証されるものではないことは、審査を担う原子力規制委員会の委員長自らが言明している。」（原告ら第61準備書面

3 頁) と述べるが、準備書面 (36) 1 2、1 3 頁で述べたとおり、田中俊一・原子力規制委員会委員長 (当時) の当該発言は、ゼロリスクはあり得ないことを述べたに過ぎず、事故発生 of 具体的な可能性を述べたものではない。

この点、避難計画の実効性の有無によって重大事故発生 of 具体的な危険性があるか否かが左右されるものではないから、原告らの主張は理由がないことは明らかであるが、以下、念のため、本件原子力発電所に係る原子力災害対策について準備書面 (36) 提出以降 of 状況を踏まえて補充した上で (後記第 2)、原告ら第 6 1 準備書面に必要と認める範囲で反論する (後記第 3)。

第 2 本件原子力発電所に係る原子力災害対策について (補充)

避難計画等の原子力災害対策に関する事項は、原子力災害対策特別措置法 (平成 1 1 年法律第 1 5 6 号。以下「原災法」という。) において規定されており、原子炉等規制法、災害対策基本法 (昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号。以下「災対法」という。) 等と相まって、国、地方公共団体及び原子力事業者等が相互に連携、協力して取り組むこととされていること (原災法 6 条)、また、災対法 3 4 条に基づく防災基本計画や、原災法 6 条の 2 に基づく原子力災害対策指針 (以下「原災指針」という。) においては、災害発生 of 確率をゼロにすることは科学的に不可能であることから、災害対策は「減災」及び継続的改善の考え方に基づくこととされていること (乙 B 1 8 2 の 2 頁)、さらに、本件原子力発電所の位置する志賀地域における原子力災害対策 of 状況並びに原子力事業者たる被告 of 取組みについては、準備書面 (36) 第 2 で述べたとおりである。

以下、準備書面 (36) 提出以降 of 状況について、補充する。

1 国の取組み

(1) 災害対策一般に係る取組み

第217回通常国会（令和7年1月24日ないし同年6月22日）において、令和6年能登半島地震を踏まえ、災対法、災害救助法（昭和22年法律第118号）、道路法（昭和27年法律第180号）、港湾法（昭和25年法律第218号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）等の関連法令が改正され、災害対策の強化が図られた。

また、令和7年6月13日に令和7年版防災白書が閣議決定され、孤立集落発生等を踏まえた災害応急対応の強化、災害関連死防止のための避難生活環境の整備、NPOや民間企業等との連携の強化等、令和6年能登半島地震を踏まえた防災体制の見直しについて取りまとめられた（乙B199の42頁）。

さらに、能登地域を含む半島部における防災対策については、改正半島振興法において、1条（目的）に「半島防災」（半島地域におけるその地理的特性を踏まえた防災をいう。）が新たに明記されたことを踏まえ、国は、令和7年7月2日、半島振興基本方針を取りまとめ、能登地域を含む半島部における防災対策の強化を国が責任を持って推進することとされた（乙B200）。

例えば、交通施設の整備については、「令和6年能登半島地震等の状況を踏まえると、半島循環道路等の整備、基幹的な市町村道等の整備、港湾や小型航空機飛行場等の整備、地域公共交通の活性化及び再生それぞれに係る取組に加え、地域の実情に応じて陸海空様々な手段を駆使した交通の確保をいかに図っていくかという広域的かつ総合的な視点が重要である。」として、「高規格道路の未整備区間の解消や暫定2車線区間の4車線化、ダブルネッ

トワーク化などを含めた災害に強い道路ネットワークの構築が重要である。港湾についても、防災拠点化等を進めることが重要である。」とされている（乙B201の9頁）。

(2) 原子力災害対策に係る取組み

令和7年8月29日に開催された第13回原子力関係閣僚会議において、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成12年法律第148号）の対象地域を原子力発電所から半径30キロメートル圏内に拡大することとされた（乙B202）。

また、令和7年9月10日に開催された令和7年度第29回原子力規制委員会において、原子力災害対策指針の改正案が決定され、UPZ圏内の住民の屋内退避の期間や解除の条件について、開始から3日目を目安に国が継続の可否を判断すること、3日目を以降は国が物資の供給状況等を考慮して継続の可否を日々判断すること、原子力発電所の状態が安定していれば屋内退避を解除できること等が新たに盛り込まれ、同年10月3日に同指針が改正された（乙B203、乙B204の26、27頁）。

この点、山中伸介・原子力規制委員会委員長は、改正趣旨について、「原子力発電所の立地自治体の皆さんとの意見交換、様々な意見交換を行った中で、やはり屋内退避の運用、特に屋内退避の期間ですとか、あるいは解除の要件等について、いろんな御意見が多く寄せられましたので、再度その部分について詳細に有識者の皆さんとともに検討を始めた次第でございます。期間については、屋内退避を継続するかどうかということについては3日をめどに判断をするという結論を得ることができました。」「国際的に見ても2日から3日、屋内退避というのが一つの目安になっておりますので、その辺りを考えて、3日というところが判断の

時期だろうということで、検討会議でもそういう結論に至ったわけでございます。」（乙Ｂ２０５の１、５頁）としている。

２ 地方公共団体の取組み

準備書面(36)第２の２で述べたとおり、石川県及び富山県並びに５市４町（石川県志賀町、同七尾市、同輪島市、同羽咋市、同かほく市、同中能登町、同宝達志水町、同穴水町及び富山県氷見市）において地域防災計画（原子力災害対策編）及び避難計画が策定されており、避難計画を含む緊急時対応の取りまとめに向けて、上記地方公共団体等による志賀地域原子力防災協議会作業部会が設置されているところ、令和７年３月２４日に開催された第１０回作業部会では、石川県及び富山県から、放射線防護施設の損壊を想定したエアテントの設営、無人航空機による放射線モニタリング、ヘリコプターによる住民の避難等、令和６年能登半島地震を踏まえた原子力災害対策の具体化・充実化について報告がなされた（乙Ａ２３１、乙Ａ２３２）。

また、令和７年５月２６日及び同年９月４日に、石川県防災会議が開催され、令和６年能登半島地震を踏まえ、石川県地域防災計画（一般災害対策編、地震災害対策編、原子力防災計画編等）を改正することとされた（乙Ｂ２０６、乙Ｂ２０７）。

このうち、一般災害対策編については、在宅や車中泊といった避難所以外での避難者に対する支援や、避難所運営の改善としてトイレカーの設置が盛り込まれたほか、原子力防災計画編については、甲状腺被ばく線量モニタリングについて、県が国の指示に基づいて、原子力災害医療協力機関や事業者の協力を得て実施する旨の規定が追加された（乙Ｂ２０８、乙Ｂ２０９の４２頁）。

3 被告の取組み

被告は、原災法7条に基づき、原子力事業者防災業務計画を作成しており、令和7年4月18日、石川県、志賀町及び富山県と協議の上、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に同計画の修正を届け出ている（乙A233。なお、同委員会は、同法7条4項に基づき、同計画が原子力災害の発生又は拡大を防止するために十分か確認することとされている。）。具体的には、令和6年能登半島地震を踏まえ、原子力事業所災害対策支援拠点の配置の見直しを行ったほか、被災者支援活動に関する記載を明確化している。

また、被告は、本件原子力発電所において防災訓練を実施し、原災法13条に基づき、原子力規制委員会に訓練結果を報告している（乙A234。なお、同委員会は、同法13条の2第2項に基づき、訓練結果が原子力災害の発生又は拡大を防止するために十分か確認することとされている。）。同訓練においては、万一、大規模な地盤の隆起が発生した場合をも想定した代替取水訓練も行っている（乙B197の52ないし54頁）。

さらに、被告は、第4回原子力関係閣僚会議（平成28年3月11日）で決定された「原子力災害対策充実に向けた考え方」を踏まえ、原子力災害対策の一層の充実を図っており、令和7年6月27日、上記原子力事業所災害対策支援拠点の見直し等の事故収束活動及び原子力災害対策について、令和6年能登半島地震を踏まえた内容の改定を行っている（乙A235）。

加えて、被告は、令和7年11月24日に開催された令和7年度石川県原子力防災訓練及び富山県原子力防災訓練にそれぞれ参加し、各県との役割分担や連携を確認し、原子力災害対策強化に取り組んでいる（乙A236ないし乙A240）。

第3 原告ら第61準備書面について

原告らは、「避難の実現可能性、避難計画の具体的実効性を十分に検討分析することは、人格権に基づく差止めを認めるべき生命・身体が侵害されるおそれの有無の判断にあたって必要不可欠である。」などと主張するが（原告ら第61準備書面3頁）、前記第1で述べたとおり、そもそも、本件原子力発電所において重大事故が発生する具体的危険性が立証されていない以上、避難計画に係る主張のみでは運転差止めの理由とはならない。

また、原告らは、令和6年能登半島地震の状況について述べるが（原告ら第61準備書面14頁以下）、準備書面(35)22頁で述べたとおり、そもそも、同地震に際し、本件原子力発電所に起因して避難や屋内退避を要するような事態は発生していない上、前記第2でも述べたとおり、本件原子力発電所周辺の災害対策等については、防災基本計画や原災指針における「減災」及び継続的改善の考え方に基づき、同地震の知見をも踏まえ、関係諸機関において更なる見直しが予定されている。

以下、原告ら第61準備書面に対し必要と認める範囲で反論する。

1 「2 原子力防災関係法令の規範内容」について

(1) 原告らの主張

原告らは、①原子力基本法、原子力規制委員会設置法及び原災法の各規定ならびに更田豊志・原子力規制委員会委員長（当時）の国会答弁、②原子力発電所の運転差止訴訟の下級審裁判例における原子力災害対策に係る判示をそれぞれ挙げて、原子力防災計画の実効性の有無が、人格権に基づく運転差止請求の要件としての具体的危険性を基礎付ける事情にあたると主張する（原告ら第61準備書面4ないし14頁）。

(2) 被告の反論

ア ①について

原告らは、原子力基本法（昭和30年法律第186号）、原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）及び原災法の各規定ならびに令和3年4月8日に開催された衆議院原子力問題調査特別委員会における更田委員長の答弁を引用する。

しかし、準備書面(36)第3の1(2)アで述べたとおり、我が国においては、第1層（異常発生防止）から第4層（重大事故の影響緩和）の防護レベルについては原子炉等規制法に基づく新規制基準の、第5層の防護レベルについては災対法及び原災法のそれぞれ対象とされ、国際原子力機関（IAEA）の考え方を踏まえた法体系が整備されており、同委員長の答弁も、「防災計画というのは地域の実情に応じて策定されるべきものでありますので、プラントに対する安全性を見るという責任と、それから防災対策をしっかりと策定するという責任というのは独立して考えるべきという性格を持っているものというふうに認識をしております。」（乙B210の6頁）として、上記の法体系の考え方にに基づき、「プラントに対する安全性を見る責任」とは異なり、「防災対策をしっかりと策定する責任」については、「地域の実情に応じて策定されるべきもの」、すなわち、国、地方公共団体及び原子力事業者等が相互に連携、協力して取り組む必要がある旨を説明したものであり、第5層の防護レベルのみをもって危険性の有無を判断するとしたものではないから、原告らの主張の根拠とはならない。

この点、広島高等裁判所松江支部令和6年5月15日決定（乙D61：裁判所ウェブサイト。確定）においても、「深層

防護の考え方において、各々の障壁が独立して有効に機能することが求められるのは、あえて各々を独立した対策として捉え、各段階における対策がそれぞれ充実した十分な内容となることを意図したものであると解され、深層防護の第5の防護レベルに相当する措置が講じられていないあるいは不十分であるといった場合に、直ちに異常な水準で放射性物質が本件発電所敷地外に放出されるような重大な事故が発生する具体的な危険性があると扱うべきことまで要求するものであるとは解されない。よって、深層防護の第5の防護レベルについて、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法の要求する措置が講じられていないあるいは不十分であることのみを根拠として人格権侵害の具体的危険が存在するとする債権者らの主張は採用できない。」(乙D61の102頁)として、深層防護の考え方において各防護レベルを独立して捉えることは、避難計画に係る主張のみを理由に原子力発電所の運転差止めを認めるべきとする原告らの主張の根拠とはならないことが明確に判示されている。

なお、原告ら第61準備書面7頁24行目及び同8頁10行目の「規正」はいずれも「規制」の誤りと解される。

イ ②について

原告らは、原子力発電所の運転差止訴訟の下級審裁判例における原子力災害対策に係る判示を引用する。

しかし、水戸地方裁判所令和3年3月18日判決・判例時報2524・2525号40頁及び札幌地方裁判所令和4年5月31日判決・裁判所ウェブサイトは、いずれも控訴審係属中で確定したものではなく、原告らの主張の根拠とはならない。

また、準備書面(36)第3の1(2)イで述べたとおり、仙台高

等裁判所令和6年11月27日判決・裁判所ウェブサイト（確定。乙D63）は、「第5のレベルの防護に要求される防護の効果があげられないというためには、その判断をする前提として想定される放射性物質又は放射線の異常な放出の具体的態様を特定し、その態様に応じて、どのような内容の地域防災策が要求されるかを明らかにした上で、それが実現されない危険性を主張立証する必要がある」（乙D63の22、23頁）として、下記の裁判例（いずれも確定）と同様、人格権に基づく運転差止訴訟・仮処分においては、原子力発電所に起因して避難を必要とするような重大事故が発生する具体的危険性を原告らが主張立証すべきであり、かかる主張立証がなされていない以上、避難計画に係る主張のみでは原子力発電所の運転差止めの理由とはなりえないことを指摘するものであり、原告らの主張の根拠とはならない。

- ・ 福井地方裁判所平成27年12月24日決定・判例時報2290号29頁（乙D27）
- ・ 福岡高等裁判所宮崎支部平成28年4月6日決定・判例時報2290号90頁
- ・ 大阪高等裁判所平成29年3月28日決定・判例時報2334号4頁（乙D62）
- ・ 名古屋高等裁判所金沢支部平成30年7月4日判決・判例時報2413・2414号71頁
- ・ 大分地方裁判所平成30年9月28日決定・公刊物未登載（乙D64）
- ・ 高松高等裁判所平成30年11月15日決定・判例時報2393・2394号383頁

- ・福岡高等裁判所令和元年9月25日決定・公刊物未登載（乙D65）
- ・大阪地方裁判所令和3年3月17日決定・裁判所ウェブサイト（乙D66）
- ・広島高等裁判所令和3年3月18日決定・判例時報2523号9頁
- ・大阪高等裁判所令和6年3月15日決定・裁判所ウェブサイト（乙D60）
- ・広島高等裁判所松江支部令和6年5月15日決定・裁判所ウェブサイト（乙D61）
- ・名古屋高等裁判所金沢支部令和7年11月28日決定・公刊物未登載（乙D67、乙D68）

2 「3 能登半島地震が露呈させた原子力防災の破綻」について

(1) 原告らの主張

原告らは、令和6年能登半島地震に際し、①道路不通による移動不能、②屋内避難の不可能性、③モニタリングポストの機能喪失、④情報提供の破綻、⑤集団輸送体制の破綻が発生したとして、本件原子力発電所における原子力防災の破綻を露呈させたと主張する（原告ら第61準備書面14ないし16頁）。

(2) 被告の反論

ア ①及び⑤について

原告らは、避難ルートや避難手段等について主張するが、準備書面(36)第3の5(2)で述べたとおり、令和6年4月12日に開催された第9回志賀地域原子力防災協議会作業部会においては、「PAZ内の住民が南部に向かうための基本的な避難ルートは、迂回路の併用などにより物理的には通行可能であった

と考えられる。また、UPZについても（２）イ（ア）～（エ）（被告注：それぞれ、能登島、穴水町中居以東、国道249号及び輪島富来線を指す。）の区間を除き、同様に発災時に通行可能であったと考えられる」とされた上で、避難ルート（海路、空路を含む）、避難手段及び交通誘導体制について検討するとされるときともに（乙A208の6、7頁）、同年12月25日に国土交通省北陸地方整備局等により北陸圏域道路啓開計画が策定されるなど（乙B194。なお、前記第2の1(1)で述べた、改正道路法22条の3において、道路啓開計画が法定化されている。）、避難ルート等の確保については、令和6年能登半島地震の知見をも踏まえ、関係諸機関において更なる見直し（継続的改善）が予定されている。

一例を挙げれば、令和7年3月14日、北陸地方整備局は、石川県羽咋市から富山県氷見市を経由して富山市に至る国道415号線について、「UPZ圏内から避難する車両、大津波警報から避難する車両が利用する重要な道路」と位置付け、国土交通省直轄による県境付近のバイパス整備を行うとの方針を明らかにしている（乙B211の3頁、乙B212）。

さらに、令和7年3月27日に、北陸地方整備局等により「能登半島における広域道路ネットワーク基本方針」（乙B213）が取りまとめられ、前記第2の1(1)で述べた、半島振興法に基づく能登地域半島振興計画の構成市町（石川県内の5市7町及び富山県氷見市）を対象に、高規格道路等のネットワークを強化することとされている。

その他、原告らは、住民の輸送方法について述べるが、石川県及び富山県は、公益社団法人石川県バス協会及び公益社団

法人富山県バス協会との間で、それぞれ災害時等におけるバスによる輸送に関する協定を締結するなど、避難時における輸送力を確保することとされている（乙A232、乙A241）。

なお、原告ら第61準備書面16頁16行目の「被爆」は「被曝」の誤りと解される。

イ ②について

原告らは、家屋が損傷すれば屋内退避は不可能などと主張するが、石川県避難計画要綱では自宅での屋内退避が困難な状況についても規定（想定）しており（甲A130の12頁）、準備書面(36)第3の3(2)で述べたとおり、志賀地域原子力防災協議会作業部会において、自宅以外での屋内退避に必要な放射線防護施設の整備方針について検討するとされるとともに（乙A208の10頁）、内閣府において、放射性物質の侵入を防ぐ原子力防災避難用エアテントを、全国の原子力発電所周辺の地方公共団体に配備するとされているなど（乙A217）、放射線防護施設の整備等については、令和6年能登半島地震の知見をも踏まえ、関係諸機関において更なる見直し（継続的改善）が予定されている。

この点、令和7年11月24日に開催された令和7年度石川県原子力防災訓練においても、放射線防護施設の損壊を想定したエアテントの設営が実施されている（乙A236）。

また、前記第2の1(2)で述べた、原子力災害対策指針においても、「住民等が一時的に屋内退避できる施設となるよう、病院、介護施設、学校、公民館等の避難所として活用可能な施設等に、気密性の向上等の放射線防護対策を講じておくことも必要である。」として、放射線防護施設の整備等に取り組むこ

ととされている（乙B204の25頁）。

ウ ③について

原告らは、モニタリングポストについて主張するが、準備書面(36)第3の4(2)アで述べたとおり、令和6年能登半島地震に際し、被告が設置する本件原子力発電所内の7局は地震発生前後を通じて正常に測定しており、また、地方公共団体等が設置する本件原子力発電所周辺の116局のうち、本件原子力発電所から15キロメートル以内の各局はいずれも正常に測定しており、15キロメートル以遠で一時的に欠測した18局も、順次復帰している（乙A193、甲A159の2の2、3頁）。

また、原子力規制委員会は、通信回線の多重化や無人航空機によるモニタリングの導入等の緊急時モニタリングの信頼性向上に取り組むなど、同地震の知見をも踏まえ、関係諸機関において更なる見直し（継続的改善）が予定されている。

この点、前記イで述べた、令和7年度石川県原子力防災訓練においても、無人航空機による放射線モニタリングが実施されている（乙A236）。

エ ④について

原告らは、通信回線の寸断について主張するが、準備書面(36)第3の4(2)イで述べたとおり、総務省において、携帯電話基地局、光ファイバーの強靱化や衛星通信の利用の拡大等に取り組むとされるなど、災害時の通信回線の確保については、同地震の知見をも踏まえ、関係諸機関において更なる見直し（継続的改善）が予定されている（乙B192の28、29頁）。

一例を挙げれば、株式会社NTTドコモは、令和6年12月、能登半島を含む全国6地域において、携帯電話サービスの

通信施設を結ぶ光ファイバーの主要回線を、2ルートから3ルートに増強する旨公表している（乙B214）。

また、石川県の令和6年能登半島地震対策検証委員会が令和7年8月1日に公表した「令和6年能登半島地震対策検証報告書」においても、情報発信に関する課題抽出、改善の方向性が示され、「デジタル・アナログ両面での発信媒体の強靱化」や「被災者支援に関わる県の情報発信強化」等に取り組むこととされている（乙B215の120、121頁）。

3 小括

以上のとおり、そもそも令和6年能登半島地震に際し、本件原子力発電所に起因して避難や屋内退避を要するような事態は発生しておらず、原告らの主張は前提を欠く上、原告らが述べる点は、関係諸機関において更なる見直し（継続的改善）が予定されている。

第4 結語

以上に述べたとおり、国、地方公共団体の関係諸機関においては、「減災」及び継続的改善の考え方にに基づき、関係法令の改正等をはじめとする災害対策の見直しが講じられている。被告も、国や石川県等の地方公共団体と連携、協力し、原子力災害対策の強化に継続的に取り組んでおり、今後も、令和6年能登半島地震の知見をも踏まえつつ対応することとしている。

そして、本件原子力発電所から放射性物質が大量に放出されるような重大事故が発生し、放出された放射性物質により原告らの人格権が侵害される具体的危険性を原告らが主張立証していない以上、避難計画に係る原告らの主張は、運転差止めの理由とはなりえない。

以 上